平成２８年（フ）第１５７８号
名古屋市昭和区南分町３丁目２番地　ジョイフル御器所Ⅱ301号
債務者　工藤　和美
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５９１号
名古屋市南区桜本町151番地の３　さくらハイツ201号
債務者　村上　髙史
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５７号
愛知県豊橋市牟呂中村町14番地16
債務者　筒井商店こと　筒井　康雄
法定代理人成年後見人　筒井ひとみ
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１７０４号
札幌市中央区北６条西26丁目５番17号　ロミ円山10号
債務者　林　　靖明
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８４号
茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷2009番地10
債務者　徳富　慎治
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２７２号
群馬県前橋市六供町564―５　ダイヤフレア六供303号室、住民票上の住所群馬県前橋市後閑町２番地　Ｂ―202号
債務者　橋本　眞一
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１４号
群馬県高崎市金古町1758番地　介護老人保健施設ウェルライフ三愛、住民票上の住所群馬県高崎市鶴見町14番地11　302号
債務者　横尾　正明
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２１７号
群馬県高崎市中里見町300番地３
債務者　下野　賢次
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１０４０号
千葉県市川市行徳駅前３丁目３番15―101号（エクセル行徳）
債務者　敦賀慎一郎
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８７９号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島209棟403号
債務者　池田　智美
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９５４号
京都市伏見区桃山町本多上野35番地２　エトワール桜井1408号、前住所京都市左京区岡崎円勝寺町91番地　奥野方
債務者　金元　啓太
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９９６号
京都市西京区上桂前田町21番地４　コキンマンション301号
債務者　小峰　　彩
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９９９号
京都市北区衣笠鏡石町48―71　レジデンス衣笠鏡石101、住民票上の住所京都市北区鷹峯黒門町11番地24
債務者　中村　理恵
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０００号
京都市右京区嵯峨野芝野町27番地１　嵯峨野ハイツ　208号室
債務者　桑本　順一
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
京都府舞鶴市字引土171番地８
債務者　市川　宗夫
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第５０５号
兵庫県伊丹市鈴原町２丁目８番地２、申立時の住所大阪府柏原市大字高井田1556番地の２　チェリーコート　205号
債務者　本田　博隆
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係